第 5957 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2018年)平成30年 5月 17日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

# ♤ 障害者等の非課税貯蓄

Q：障害者には非課税貯蓄制度があるそうですが、どういうものですか？

A：次のようなものです。

【解説】

預貯金の利子等には、原則として所得税等がかかりますが、障害者等に該当する人については、以下の非課税制度が設けられています。

この制度を利用できる人は、国内に住所のある個人で、障害者等に該当する人に限られます。障害者等とは、身体障害者手帳の交付を受けている人や障害年金を受けている人など一定の要件を満たす障害者と、遺族年金や寡婦年金を受けている妻など一定の要件を満たすその他の人をいいます。

①障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（障害者等のマル優）

非課税の対象となる貯蓄は、預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券です。非課税となるのは、これらの貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子です。

②障害者等の少額公債の利子の非課税制度（障害者等の特別マル優）
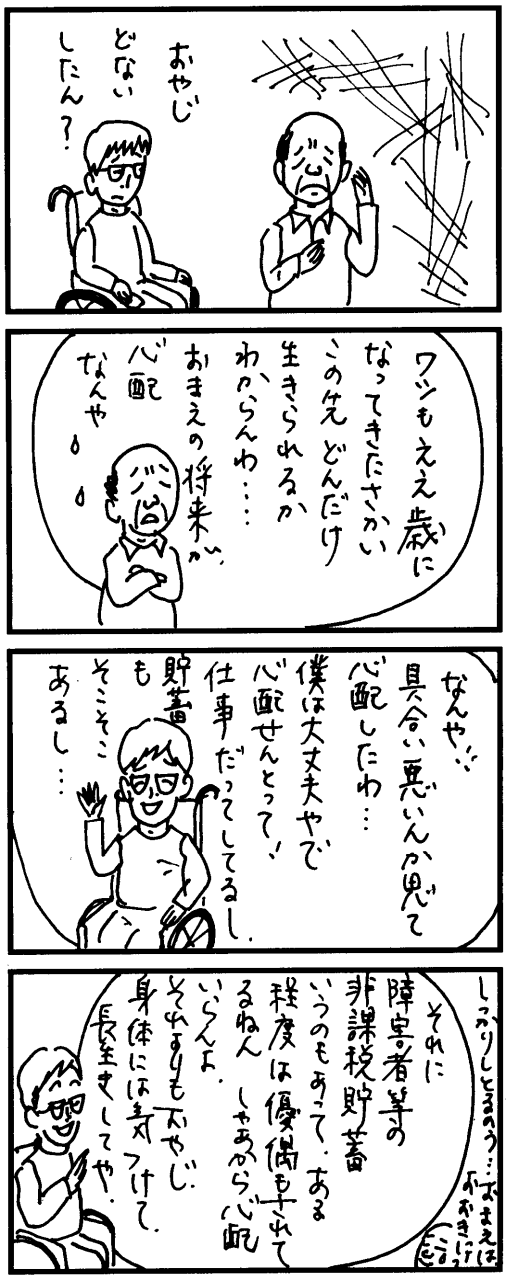
非課税の対象となる利子は、国債及び地方債の額面の合計額が350万円までの利子です。これは①の、障害者等のマル優とは別枠になっています。